

◆業務委託内容（本申込書記載事項）

甲：申込者

乙：那住行政書士事務所

甲と乙とは、著作権の手續きに係る業務の業務委託に関し、次の通りこの契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、第2条に定める業務を委託することについて、基本的な契約事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲は、次に定める業務（以下「委託業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

（1）甲が利用する著作物に関する、著作権等の処理に係る手續き業務

（2）第8条に定める、特に依頼する業務

2 甲または乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

3 本件委託業務遂行にあたり、以下の事項について乙は何ら責任を負わないことを甲は確認する。

（1）著作権者からの許諾の可否について

（2）乙が相当の努力を尽くしても著作権者から応答が得られない場合について

（3）権利者の所在をつかめず申請が行えないことについて

（注意義務）

第3条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

（再委託）

第4条 乙は自らの責任において、委託業務の全部または一部について、第三者に再委託できるものとする。

（業務委託料および支払方法）

第5条 甲は、本件委託業務の対価として、乙に対し業務委託料（許諾取得代行手数料）を支払う。

2 業務委託料の金額は、別途見積書において提示し定めることとする。

3 本件委託業務につき、以下のような事情がある場合は甲乙協議の上、業務委託料を変更するものとする。

（1）第2条2項により委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等がされた場合

（2）その他甲乙間が合意した時

4 本契約に基づく業務委託料は、乙からの請求書等による請求に従い、請求書等に記載する期日までに、乙の指定の銀行口座に振込むことで支払うものとする。

5 甲は、本件委託業務の遂行に必要な実費及び旅費を、その都度又は事前に支払う。

6 業務委託料等の支払いに伴う振込手数料は甲の負担とする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本契約の内容及び相手方から秘密である旨明示されて開示された相手方の技術上又は営業上の情報（以下「秘密情報」という）を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。但し、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報の範囲から除外するものとする。

（1）受領した時に既に公知、公用となっている情報

（2）受領した後、受領者の責によることなく公知、公用となった情報

（3）受領する以前に受領者が既に知得していた情報

（4）受領者が正当な権利を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報

2 前項の規定にかかわらず、法令又は金融商品取引所等の自主規制機関の規則、裁判所若しくは行政機関の命令又は要請により秘密情報の開示が求められる場合においては、前項所定の義務を免れる。

3 本条第1項に定める秘密情報受領者の義務は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

（不可抗力）

第7条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、公権力による命令処分などの政府行為、輸送機関の事故その他の不可抗力により本契約に基づく債務の履行が困難となったときは、甲乙ともにその責を負わないものとする。

2 前項に定める事由が生じた場合には、直ちに相手方に対しその旨の通知をし、以後の対応について協議する。

（特に依頼する業務事項）

第8条

本契約においては、特に下記の事項について業務を依頼する。下記欄に特に記載の無い場合は、特に依頼する業務事項はない。

記

（誠実協議）

第9条 本契約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上